

**被害者の一部について殺人の故意を否定した原判決を破棄した最高裁判決**

- 【文献種別】 判決／最高裁判所第二小法廷  
【裁判年月日】 令和3年1月29日  
【事件番号】 令和2年（あ）第96号  
【事件名】 殺人、殺人未遂、傷害被告事件  
【裁判結果】 破棄自判  
【参照法令】 刑法199条・203条・43条・204条  
【掲載誌】 裁時1761号1頁、裁判所ウェブサイト  
◆ LEX/DB 文献番号 25571265

立命館大学教授 松宮孝明

**事実の概要**

本件は、被告人が、睡眠導入剤（プロチゾラム）を密かに混入したコーヒーを同僚のAに提供して飲ませ、自損事故を起こして休んでいたAに睡眠導入剤摂取の約4時間半後に再び運転をさせることによりB運転の貨物自動車とA車両を衝突させ、Aを死亡させるとともにBを負傷させ（第1事件）、その約3か月後、睡眠導入剤（ゾルピデム）を密かに混入したお茶を同僚のCおよびその夫Dに飲ませ、その約4時間後にDに運転をさせることにより、E運転の普通乗用自動車とD車両を衝突させ、Dおよび同乗のCならびにEを負傷させ（第2事件）、さらに翌月、睡眠導入剤を密かに混入したお茶を、同じく同僚であるFに提供して、Fに約8時間にわたる意識障害等を伴う急性薬物中毒を負わせた（第3事件）というものである。

第一審<sup>1)</sup>はAに対する殺人およびB、C、D、Eに対する殺人未遂並びにFに対する傷害の罪を認めたが、控訴審<sup>2)</sup>は事故の相手方であったBおよびEに対する「未必の殺意」は認められないとして、事実誤認を理由に原判決を破棄し、本件を第一審に差し戻す判決を示した。これに対して本判決は、「判決に影響を及ぼすべき法令の違反」（刑訴法411条1号）を理由に原判決を破棄し、公訴棄却の自判をして、第一審の有罪判決を確定させた。

**判決の要旨**

1 本判決は、「刑訴法382条の事実誤認」につき、最判平24・2・13（刑集66巻4号482頁）<sup>3)</sup>を引用し、「第一審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることをいうものと解するのが相当であり、控訴審が第一審判決に事実誤認があるというためには、第一審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示すことが必要である」が、原判決はこれに反しているとする。

2 具体的には、本判決は、第一審判決は「いささか措辞不適切」ではあるが、「被告人の行為は、交通事故を引き起こす危険性が高い行為であり、事故の態様次第でAらのみならず事故の相手方を死亡させることも具体的に想定できる程度の危険性があると評価したもので」、「被告人は、このような自己の行為の危険性を認識しながらAやDに運転を仕向けており、事故の相手方であるB及びEが死亡することもやむを得ないものとして認識・認容していたと判断したものと解するのが相当」であるから、「第一審判決が認識の対象となる危険性の程度を引き下げているという原判決の指摘は、必ずしも第一審判決を正解したものとはいえない。」と述べる。

3 また、Aらは「自らの判断で運転を中止又は中止できた可能性は低かった」のであり、「他の者が運転を制止する可能性も低かった」のであって、「顕著な急性薬物中毒の症状を呈していたAらが仮睡状態等に陥り、制御不能となったA

車やD車がAらの自宅までの道路を走行すれば、死亡事故を引き起こすことは十分考えられるのであるから」原判決の指摘は「第一審判決の危険性の評価が不合理であるとするだけの説得的な論拠を示しているとはいえない。」とする。

4 さらに、「原判決は、被告人の行為により事故の相手方が死亡する危険性は低かったとの評価を前提に、被告人には事故の相手方が死亡することを想起し難いというが」、これは「前提を異にする指摘である上」、被告人は「自己の行為の危険性を十分認識していたということができ、交通事故の態様次第では事故の相手方が死亡することも想定しており、B及びEはその想定範囲内に含まれていた」から、「B及びEに対する未必の殺意を認めた第一審判決の判断に不合理な点があるとはいえない。」とする。

加えて本判決は、「原判決のいう実行行為の結果として被害者が死亡することを期待していたという事情は、本件において殺意を認定するために必要なものではない。」と述べる。

5 最後に、以上から、「B及びEに対する殺意を認めた第一審判決に事実誤認があったとした原判決は、第一審判決について、論理則、経験則等に照らして不合理な点があることを十分に示したものと評価することができない」ので、「事実誤認」を認めた原判決には「刑訴法382条の解釈適用を誤った違法」があり「原判決を破棄しなければ著しく正義に反する」とする。

その上で、本判決は、「訴訟記録に基づいて検討すると」責任能力と量刑の判断を含め、「第一審判決を維持するのが相当であり、被告人の控訴は理由がないから」自判して控訴を棄却すると述べる。

## 判例の解説

### 一 本判決の意義

本判決は、①B、Eに対する「未必の殺意（殺人の未必の故意）」は認められないという原判決を、「制御不能となったA車やD車がAらの自宅までの道路を走行すれば、（他者の死亡をも含む）死亡事故を引き起こすことは十分考えられるのであるから」、原判決の指摘は「第一審判決の危険性の

評価が不合理であるとするだけの説得的な論拠を示しているとはいえない。」として、刑訴法382条にいう「事実誤認」に関する「法令違反」（刑訴法411条1号）を理由に破棄している。加えて、②被告人からの本件控訴につき「控訴棄却」の自判をした点でも、目を引くものである。

## 二 殺人罪の「未必の故意」に関する本判決の判断

### 1 「認識」と「認容」の関係

まず、本判決は、殺人罪の「未必の故意」につき、第一審は「事故の相手方を死亡させることも具体的に想定できる程度の危険性があると評価したもので」、「被告人は、このような自己の行為の危険性を認識しながらAやDに運転を仕向けており、事故の相手方であるB及びEが死亡することもやむを得ないものとして認識・認容していたと判断したものと解するのが相当」であるから、「第一審判決が認識の対象となる危険性の程度を引き下げているという原判決の指摘」は第一審判決を正解していないとしている。

これは、一定の危険の認識がありながら行動に出たことを根拠として「認容」を認めたもので、「認容」がその程度の意味しか持っていないことを端的に物語ったものである<sup>4)</sup>。つまり、本判決は「低い危険性の認識」を「期待」で補って「故意」を認定するという原判決の手法を否定したのである<sup>5)</sup>。

この点については、原判決の評釈<sup>6)</sup>でも触れた最判昭23・3・16（刑集2巻3号227頁）の理解が重要である。これは、「敢てこれを買受ける意思」と述べつつ、「諸般の事情から『或は赃物ではないか』との疑を持ちながらこれを買受けた事実が認められれば赃物故買罪が成立する」としたもので、「敢て」が事実認定の対象から外れていることからみて、被告人に現に「敢て」という判断があったことを意味するものではない。「敢て」は、むしろ、被告人が当該犯罪の反対動機として十分な認識を持ちながら、それでも行動に出たことに対する裁判所の評価と考えられる<sup>7)</sup>。

### 2 被告人に認識されていた危険性の評価

そこで問題は、本判決が、睡眠導入剤を投与された被害者Aに運転を勧めたことや、Aが交通事故で死亡したことを知りつつ車で帰る予定のCと

Dにも睡眠導入剤を投与したことを理由に「自己の行為の危険性を十分認識していた」として、この程度のものを殺人罪に十分な危険性の認識としたことにある。

この判断は疑問である。それは、睡眠導入剤を投与された運転者が自損事故に終わる可能性も十分にあるがゆえに、それ以外の者が死亡する可能性が相対的に低いからばかりでない。AやC、Dとの関係でも、「例えば、鋭利な刃物で人体の枢要部を刺すとか、両手で頸部を絞めるといった、人が死ぬ危険性が高い行為とは異なり、結果が傷害や物損事故等にとどまる可能性もかなりあり<sup>8)</sup>、また、「飲酒酩酊し正常な運転ができない虞がある上に、貨物自動車の前照灯に故障があって、前方注視が殆んど不可能な状態で、暗夜多数の者が歩行している道路上を、衝突の危険のあることを認識しながら」自動車を運転して歩行者を死傷させた被告人に、傷害致死までしか認めていない裁判例も存在するからである<sup>9)</sup>。何より、「正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる」ことを要する酩酊による危険運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条1号）の正犯や教唆者が、必然的に殺人の故意を伴うわけではない<sup>10)</sup>。加えて、概括的な殺意が認定された事案では、被告人が被害者らの存在する場所を目や耳で知覚していた事案が多い<sup>11)</sup>。

本件のように、いつ、どこで、どのような人が事故に巻き込まれるか特定せず、かつ、その可能性もあまり高くないような事案では、本判決のような判断は、結果的に死傷したすべての被害者に対する殺人の故意を認めることになってしまうであろう。

ここでは、「敢て」に値する危険性の認識が必要である。ここにいう「敢て」とは、殺人罪であれば、被害者ごとの「殺人」という結果の回避について標準的な規範意識の持主であれば行為を思いとどまるはずの「行為に出れば人が死亡する可能性」の認識である<sup>12)</sup>。それは、少なくとも車の運転を予定している人物に睡眠導入剤を投与するという認識のみでは根拠づけられないであろう<sup>13)</sup>。

さらに、問題は被告人の認識であるから、合理的な人格ではなく被告人自身に「行為の危険性の認識」に思い至る能力があったか否かを検討しな

ければならない。本件では、被告人側からは、軽度精神遅滞、うつ病、不眠障害および睡眠薬使用障害に罹患していた上、睡眠導入剤を服用させることによる結果を想像しながら行為に及ぶことができなかつたなどの主張がなされていたのであるから、責任能力とは別次元で、死亡結果についての被告人の連想力が問われるべきなのである<sup>14)</sup>。

### 3 「(抽象的) 法定的符合説」との関係

もともと、「人を殺そうとする行為」と「人の死傷結果」との間に因果関係があれば、意図した殺人の数に関わらず殺人ないし殺人未遂の罪が成立するという最判昭53・7・28(刑集32巻5号1068頁)の考え方によれば<sup>15)</sup>、本件でもBおよびEに対しては、AおよびC、Dに対する殺人の故意が符合するはずである。本判決がそのような方法を採用しなかったのは、死傷したすべての被害者にあっさり殺人の故意を認める見解に満足していないからかもしれない<sup>16)</sup>。

### 三 最高裁における「控訴棄却」の自判

控訴審では、憲法31条と憲法37条による被告人の権利を保障し「第一審の場合と同様の公判廷における直接審理主義、口頭弁論主義の原則」から、原審の認定しなかつた事実を根拠に有罪の自判をするときには、公判での証拠調べが必要であるとされている<sup>17)</sup>。これに対し、裁判員裁判開始後は、控訴審は「事後審」だという理由で、「事実誤認」を「第一審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であること」を具体的に示すことを求める裁判例が目立つ<sup>18)</sup>。

しかし、「事後審」論を徹底すると、控訴審は自ら公判で証拠を取り調べて有罪認定に合理的な疑いを抱いたとしても原判決の事実認定に「具体的な論理則、経験則違反」を示さなければ原判決を破棄できないことになる<sup>19)</sup>。それは不合理であり<sup>20)</sup>、また、裁判員裁判開始後の最判令2・1・23(刑集74巻1号1頁)も有罪自判が事実の取調べ抜きであることを問題視しているの、「事実誤認」による無罪判断が「論理則、経験則違反」に限定されるという趣旨ではないであろう<sup>21)</sup>。

「第一審判決について、論理則、経験則等に照らして不合理な点があることを十分に示したものと評価することができない」ことのみを理由に破棄し自判で有罪判決を復活させた本判決には、

この点でも検討の余地がある。

●—注

- 1) 千葉地判平 30・12・4 判時 2434 号 113 頁。
- 2) 東京高判令 1・12・17 裁判所ウェブサイト。この判決の評釈に、松宮孝明「判批」新・判例解説 Watch (法セ増刊) 27 号 (2020 年) 169 頁、玄守道「判批」刑事法ジャーナル 65 号 (2020 年) 101 頁、大庭沙織「行為の危険性が高いとはいえない事案における殺意の認定方法」刑弁 103 号 (2020 年) 115 頁等がある。
- 3) その事案は、被告人が覚せい剤の入っているチョコレート缶の入ったポストンバッグを、それと知らずに成田空港に持ち込み、税関検査場で覚せい剤を発見されたというものである。原判決は、被告人の故意を否定し無罪とした第一審判決を論理則・経験則の違反を理由に破棄して有罪の自判をしたが、最高裁は、原判決は第一審判決の説示が論理則、経験則等に照らして不合理であることを十分に示したものとはいえないという理由でこれを破棄し、公訴棄却の自判をした。
- 4) 言い換えれば、危険を認識しつつ行動に出た行為者は、「認識された危険」を「認容」「意思」したのである。
- 5) この点につき、松宮・前掲注 2) 171 頁。同旨、安達光治「判批」法セ 797 号 (2021 年) 128 頁。
- 6) 松宮・前掲注 2) 170 頁以下。
- 7) 同旨、玄守道『刑法における未必の故意』(法律文化社、2021 年) 239 頁以下、244 頁、玄・前掲注 2) 105 頁。なお、最判昭 23・3・16 は、同趣旨の裁判例として、大判昭 2・11・15 新聞 2780 号 14 頁を引用している。
- 8) 原判決より。
- 9) 広島高判昭 36・8・25 高刑集 14 巻 5 号 333 頁。
- 10) これを指摘するのは、安達・前掲注 5) 128 頁。
- 11) 大庭・前掲注 2) 121 頁、および、そこに列挙されている東京高判昭 59・4・26 東高刑時報 35 巻 4 = 5 号 20 頁、大阪高判平 26・7・1LEX/DB25504985 等。大判大 6・11・9 刑録 23 輯 1261 頁も、毒物を家人が飲食の用に供する湯の中に投入する行為につき、当該家人という特定された被害者に対する殺人未遂を認めるにとどまる。
- 12) 松宮孝明『刑法総論講義〔第 5 版補訂版〕』(成文堂、2018 年) 182 頁。なお、「規範は構成要件ごとに個別化して与えられる」から、「傷害」結果の危険性の認識では、殺人罪の故意は根拠づけられない。
- 13) 本件と同じく被害者に睡眠導入剤(ゾルピデム)を飲ませ、冷静な判断力を失わせて性交に及んだ被告人に準強制性交等罪を認めた裁判例(第一審:名古屋地判令 2・3・27 公刊物未登載、控訴審:名古屋高判令 2・8・21 公刊物未登載)では、被害者は帰宅途中で右車線を走行し、右側の縁石とガードレールに接触する事故を起こしているが、殺人未遂罪は考えられていない。
- 14) 松宮・前掲注 2) 171 頁。同旨、玄・前掲注 2) 106 頁。
- 15) 最判昭 53・7・28 が、未遂では不要のはずの「傷害結果との間の因果関係」を要求することで、殺人未遂罪の

- 無限の拡大を回避していることについては、新矢悦二「判解」『最高裁判所判例解説刑事篇昭和 53 年度』(法曹会、1982 年) 330 頁以下、松宮孝明『先端刑法総論』(日本評論社、2019 年) 122 頁参照。この限定に批判的なのは、石井撤哉「判批」西田典之ほか編『刑法判例百選 I 総論〔第 6 版〕』(有斐閣、2008 年) 83 頁、専田泰孝「判批」佐伯仁志ほか編『刑法判例百選 I 総論〔第 8 版〕』(有斐閣、2020 年) 86 頁以下。
- 16) 下級審が、未必の故意から「法定的符合」での殺意認定の変更に争点顕在化措置を要求していることや(東京高判平 6・6・6 高刑集 47 巻 2 号 252 頁)、「法定的符合」によって故意犯を認定する場合には、(みなし)故意犯を量刑上考慮すべきではないとしていること(東京高判平 14・12・25 判タ 1168 号 306 頁)が影響しているのかもしれない。
  - 17) 最大判昭 31・7・18 刑集 10 巻 7 号 1147 頁。同旨、最大判昭 31・9・26 刑集 10 巻 9 号 1391 頁、最判令 2・1・23 刑集 74 巻 1 号 1 頁。
  - 18) 無罪判決を破棄して有罪の自判をした原判決を破棄したものに最判平 24・2・13 刑集 66 巻 4 号 482 頁、最判平 30・3・19 刑集 72 巻 1 号 1 頁があり、有罪判決を破棄して無罪の自判をした原判決を破棄したものに最判平 26・3・20 刑集 68 巻 3 号 499 頁および最判平 30・7・13 刑集 72 巻 3 号 324 頁が(いずれも差戻し)、有罪判決を破棄して無罪の自判をした原判決を維持したものに最判平 26・7・8 判時 2237 号 141 頁がある。
  - 19) 川出敏裕「控訴審の審査」論ジュリ 31 号 (2019 年) 118 頁は、有罪判決破棄の際、「論理則、経験則違反」のある場合と端的に「合理的疑い」のある場合とで、実際に差異は生じないとする。しかし、第一審判決の「論理則、経験則」に何の問題もない場合でも、例えば真犯人の出現や DNA 鑑定を進歩等により、それが「事実誤認」となることはあり得る。なお、外塚果林「刑事訴訟における事実誤認の審査方法に関する批判的検討」刑弁 103 号 (2020 年) 108 頁参照。
  - 20) 最判平 25・4・16 刑集 67 巻 4 号 549 頁における寺田裁判官の補足意見も、「控訴審としては、合理的な疑いがあることを明らかにすることで足りるはずであって、これを覆すための経験則を定式化して示すことを強いるまでのことはあるまい。」と述べている。なお、後藤昭「裁判員裁判と控訴審の役割」刑法 54 巻 3 号 (2015 年) 368 頁も参照。
  - 21) 村瀬均、大熊一之、宮村啓太による「特集 裁判員裁判と控訴審」の各論稿は、裁判員裁判での事実認定の尊重を挙げるが、控訴審の「合理的疑い」による原判決破棄に理論的な制約があるわけではない。むしろ、問題は、9 人の裁判員裁判での「合理的疑い」を 3 人の「合理的疑いを超える有罪心証」で覆してよいのかというところにある。